(登録経営体名を記載)に関する登録情報 (意欲と能力のある林業経営者 • 育成経営体※該当を○で囲む)

登録者情報

| _ | | | | | | | |
|---|-------|---------------|--------|-------|----------------------|--------------|-------|
| | | 登録年月日 | | 代表者氏名 | ナナフ市翌年 | | |
| | 登録番号 | (AL MAID TWAN | 商号又は名称 | | 主たる事務所 の所在地 | 電話番号 | 認定事業主 |
| | | 変更年月日) | | | 3777 [2:0 | | |
| | R1-15 | R1.7.12 | 能登森林組合 | 亀井順一郎 | 鳳珠郡穴水町字 麦ヶ浦17字5番地 | 0769-52-0216 | 0 |
| | K1-13 | (R6.4.1) | 肥豆林怀阻口 | 电开顺一即 | 麦ヶ浦17字5番地 | 0700-32-0310 | |

1. 雇用の状況

| _ | 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - | _ | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|---------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|-------------------|-----|----|----|----|
| | 林業現場 作業職員 (うち常用 | 数 | 事務系等職員数 | | | 雇用管理者の 選任の有無 | | 雇用に関する 文書交付の有無 | | | | |
| | 6 1 | 人 人) | 3 (| 3 人 有 人) | | 有 | | | | | | |
| | 社会・労働保険等への加入状況 | | | | | | | | | | | |
| | 労災保険 | 労災 | 保険料率 | 雇用保 | 険 | 健康保 | 除 | 厚生年 | 金保険 | 退職 | 金共 | 済等 |
| | 人 94 | | % | | 人 | 94 | 人 | 94 | 人 | 9 | 4 | 人 |
| r | 登録情報の変更時点の状況(年月日) | | | | | | | | | | | |
| | 林業現場 作業職員数 (うち常用) | | 事務系等職員数 | | 雇用管理者の 選任の有無 | | | 引に関す 交付のす | | | | |
| Γ | | 人 | | 人 | | | | | | | | |
| | (| 人) | (| 人) | | | | | | | | |
| | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ±会·労働 | 保険 | 等への加 | 入状》 | 元 兄 | | | | |
| | 労災保険 | 労災 | 保険料率 | 雇用保 | 険 | 健康保 | 除 | 厚生年 | 金保険 | 退職 | 金共 | 済等 |
| | Α | | % | | 人 | | 人 | | 人 | | | 人 |

| 5年後の目材 (うち常用) | 票 |
|------------------|----|
| 120 | 人 |
| (120 | 人) |

- ※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が 定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- ※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。
- 注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- 注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数

| | 技術者•技能者数 | | | | | | | | |
|---------------|----------|----|------------------|---------|----------|--------------------|---|-----|--|
| フォレスト ワーカー | フォレスリーダ | | フォレストマネージャー | 森林がプラン・ | 施業 ナー | 森林作作 作記 オペレ- | 设 | 技術士 | |
| 13 人 | 1 | 人 | 人 | 15 | 人 | 2 | 人 | 人 | |
| | - | 技 | 支術者·技能者 | 数 | | | | | |
| 技能士 | 林業技 | ξ± | フォレスター (森林総合監理士) | | | | | | |
| 人 | 1 | 人 | 人 | | 人 | | 人 | | |

- 注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け 10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を 修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- 注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合 監理の区分に合格した者のこと。

3. 林業機械の保有状況

| 現状【登録時】 | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|--------------|------|-----------|---|---|
| グラッ プル | プロセッ サ | ハーベス タ | フォワー ダ | スイング ヤーダ | タワー ヤーダ | フェラー バンチャ | スキッダ | クロー ラー | | |
| 5台 | 2台 | 2台 | 5台 | 4 | ብ | ብ | 台 | 2台 | ብ | 台 |
| | | j | 登録情報の | の変更時点 | 気の状況(| 年 | 月 日) | l | | |
| 和 | ብ | 和 | 和 | 和 | 和 | ብ | 台 | 和 | 和 | ብ |

| 5年後の目標 | | | | | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 5台 | 2台 | 3台 | 5台 | 5台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

4. 事業量等

| | 4. = | 事業重寺 | | | | | | |
|------------|------|----------|----------------|---------------|-------------------------|----------|-----------------------|-------------------------|
| | | 9 | E績【事業期間 | 令和5年4月1日 | 日~令和6年3月 |]31日】 | | |
| | | | | 素材 | 生産 | | | |
| | | | 主 伐 | | | 間伐 | | |
| | | 面 積(ha) | 材 積(m³) | 生産性 (㎡/人日) | 面 積(ha) | 材 積(m³) | 生産性 (㎡/人日) | |
| Ī | 直営 | | | | | | | |
| 1 | 請負 | | | | | | | |
| II | 合計 | | | | | | | |
| <i>l</i> [| | | | | + =101₩ 0 | | 素材生産の | 造林の請負 |
| | | 植 付(ha) | 下刈り(ha) | その他 | 左記以外の 林業の 事業量 | 事業区域 | 請負がある場合は、主な業 者名を記載 | がある場合 は、主な業者 名を記載 |
| | 直営 | | | | | 石川県 | | |
| | 請負 | | | | | 奥能登全域 | | |
| | 合計 | | | | | 关化豆主场 | | |
| | | 1 | 登録情報の変更 | ₹時点の状況【₹ | 事業期間 年) | 月 日~ 年 月 | 月日】 | |
| | | | | 素材 | 生産 | | | |
| | | | 主 伐 | | | | | |
| | | 面 積(ha) | 材 積(m³) | 生産性 (㎡/人日) | 面 積(ha) | 材 積(m³) | 生産性 (㎡/人日) | |
| | 直営 | | | | | | | |
| | 請負 | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | |
| | | | 造林事業 | | 左記以外の | | 素材生産の | 造林の請負 |
| | | 植 付(ha) | 下刈り(ha) | その他 | 本記め外の 林業の 事業量 | 事業区域 | 請負がある場合は、主な業 者名を記載 | がある場合 は、主な業者 名を記載 |
| | 直営 | | | | | 県 | | |
| | 請負 | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | 市(町、村) | | |

| Г | | | - ケダの口細で | 5************************************* | | 1 | | Ī |
|---|----|---------|----------|--|---------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| ļ | | | 5年後の目標【 | | 月 日~ 年 月 | 目日】 | | |
| - | | | | 素材 | 生産 | | | |
| | | 主 伐 | | | | | | |
| | | 面 積(ha) | 材 積(㎡) | 生産性 (㎡/人日) | 面 積(ha) | 材 積(m³) | 生産性 (㎡/人日) | |
| Y | 直営 | | | | | | | |
| | 請負 | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | |
| ſ | | 造林事業 | | 左記以外の | | 素材生産の | 造林の請負 | |
| | | 植 付(ha) | 下刈り(ha) | その他 | を記めため 林業の 事業量 | 事業区域 | 請負がある場合は、主な業 者名を記載 | がある場合 は、主な業者 名を記載 |
| | 直営 | | | | | 石川県 | | |
| | 請負 | | | | | 奥能登全域 | | |
| | 合計 | | | | | 大 肥豆主塚 | | |

- ※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。
- ※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう(以下、「直営施業」という)。
- ※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- ※素材生産量は丸太材積とすること。
- ※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。
- ※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- ※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

| 5. 生産重の増加又は生産性の向上 | | | |
|---|-----------------------|---------------|------------------------------------|
| ・生産量において5年間で約2割増加の目標 | | ある |] |
| ・生産性において5年間で約2割向上の目標 | | |] |
| ・既に一定の基準(生産量に関し5,000㎡/年)以上の実績が 上の目標 | がある場合は、現 | 状以 O |] |
| ・既に一定の基準(生産性に関し間伐8㎡/人日、主伐11㎡ がある場合は、現状以上の目標 | /人日)以上の実 | 績 |] |
| 6. 生産管理又は流通合理化等 | | | |
| (1)適切な生産管理 ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し ・作業システムの改善 ・その他 支所間を越えての作業 | 取り組ん でいる 〇 〇 | 1年以内に取り組む | 今後取り 組む (年後) (年後) (年後) |
| ※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある場 ※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に 取り組む予定かを記載。(以後同じ) | | | |
| (2)原木の安定供給·流通合理化等 ・製材工場等需要者との直接的な取引 (取引先名: 岸田木材·山儀) | 取り組ん でいる 〇 | 1年以内に 取り組む | 今後取り 組む (年後) |
| ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (取りまとめ機関名: 石川県森林組合連合会) | 0 | | (年後) |
| ・森林所有者や工務店等との連携 ・その他 (小径木の取り扱い(現場より直送加工) | 0 | | (年後) |
| ※流通合理化等の取り組みで、該当する項目にチェック。 | | | |

よ 女目 のばたっしょ 女性の ウェ

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記載してください。

作業日報等の集計や経費等をソフト化し、管理工程の見直しをつき1回の支所長会議で議論し、作業システムを改 善し生産性を上げるべく取り組みを行っている。また2市2町に1つずつの支所があり管理しているが、支所間を越 えて効率的な作業体制を確立して行きたいと考えている。原木の安定供給・流通合理化等に於いて、岸田木材や 地元の山儀製材所と協定を交わし直接取引を行っている。取り纏め期間を通じた共同販売については、県森連が 林ベニヤ・ウッドリンク・バイオマス発電所と協定書を交わし、系統組合としておのおのへ納材している。小径木に ついては直接現場から加工場へ直送し、丸棒加工製品として取り扱っている。

| 7. 造林・保育の省力化・低コスト化 ・ 伐採と造林の一貫作業システムの導入 ・ コンテナ苗の使用 ・ 低密度植栽 ・ 下刈りの省略 ・ その他 | る。森林所有者 | の意向を伺いる | |
|---|---------------------------------------|-------------------|--------------------|
| 8. 主伐後の再造林の確保 (1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制 ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により 実施する体制 ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 (連携相手等の名称: ※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当す | 取り組ん でいる 〇) う る項目にチェッ | 1年以内に 取り組む | 今後取り 組む (年後) |
| (2)適切な更新 ・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施 ・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ ※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当す (1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体自主伐は組合直営班・再造林は請負として組み合い所有山林にお自己所有山林は主伐後、計画的に植林計画を立て実施している。 | 内内容を記載し いて作業シス | てください。 テムを構築しな | |
| 9 素材生産や造林・保育の実施体制の確保 ・素材生産の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場 従事実績 ・造林・保育の事業実績又は、所属する現場作業職員の現場 場従事実績 | 3年間以上 | 1年間以上 | 1年間 未満 |

| 10. 伐採・造林に関する行動規範の策定 ・ 経営体独自の行動規範の策定 ・ 所属する業界団体等による行動規範の策定 (策定主体:) ・ 県・市町等行政の策定したガイドラインの遵守 (策定主体: 石川県) ・ その他 (※上記4で、素材生産又は造林保育の事業量の目標がある) 上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的 | | | 今後取り 組む (年後) (年後) (年後) (年後) |
|---|--|--------------------------------------|--|
| 経営体独自の行動範囲 | の策定をしては、 | | |
| 11. 雇用管理の改善と労働安全対策 (1)雇用管理の改善 ・現場作業員の常用化 ・現場作業職員への月給制の導入 ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実 ・退職金共済への加入などの福利厚生の充実 ・その他 | 取り組ん でいる 〇 〇 〇 | 1年以内に 取り組む | 今後取り 組む (年後) (年後) (年後) (年後) (年後) |
| (2)労働安全対策 ・リスクアセスメント ・防護具等の着用の徹底 ・作業現場の安全巡回 ・専門家による安全診断・指導 ・その他 新しい現場に入った時には「清めの塩」 (3)意欲と能力のある林業経営者として必要な取り組み ・現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること ・労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む) | 取り組ん でいる 〇 〇 〇 取り組ん でいる 〇 | 1年取り 以内にむ 以内にむ 以内にむ 以内にむ | 今後取り 組む (年後) (年後) (年後) (年後) (年後) |
| ・健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条並び に雇用保険法第7条の規定による届出を行っているこ | 0 | | |

と(届出の義務がない場合を除く)

| (1)(2)(3)の該当するもの(| (チェックしたもの)について、具体的内容を記載して | ください。 | |
|--|---|--|---|
| 保険・健康保険・年金・林退共を全て している。労働安全対策としてのリス クアセスメントを行っている。防護服 巡回に於いては、林災防・石川県主 全衛生推進大会を林業労働災害撲 | 引しており、初心者などには計画的に資格を取らせており職長がこの技能職員が加入している。雇用保険においては年齢で免除らアセスメントについては、月に1回行われる安全衛生委員会及については、全員が防護ズボン・チャップスを着用させ安全に対催の巡回パトロールや組合トップの災害防止強化パトロールを滅ならびに技能職員の健康管理の為、全技能職員参加で行って・指導を行っている。また新しい現場に入るときには、安全を祈り | されている者もい なび新しく入る現 [‡] する意識付けをし 行い指導している ており、その中で <mark>見</mark> | るがそれ以外は全て加え場に至っては各支所でリネットでいる。作業現場の安全のまた年2回林業労働安 監督署・安全管理士・福祉 |
| 12. コンプライアンスの確保 | 呆 | | |
| | 違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又 を提起されたときから1年間を経過していない者で | (t l) | いいえ |
| | 違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防 に行われると認められない者である | | 0 |
| | 村から入札参加資格の指名停止を受けている者で を受けている者は、停止期間中のみ公表リストから | | 0 |
| 10の行動規範等に違反 | した行為をしたと認められる者である | | 0 |
| に関し不正若しくは不誠 当の理由がある者である | を適切に行うことができない又は森林の経営管理 実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相 る(破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号 | | 0 |
| 13. 常勤役員の設置(意欲 | 々と能力のある林業経営者の登録を希望する流 | 去人のみ記載 | ţ) |
| 既に常勤役員を設置している | 場合、常勤役員の状況について記載してください。 | | |
| 役職 | (フリガナ) 氏名 | | |
| 代表理事組合長 | 亀井 順一郎(カメイ ジュンイチロウ) | | |
| | | | |
| 現在常勤役員を設置している | い場合、設置に向けた取組について記載してくださ | ζίν° | |
| | | | |
| 14. その他知事が定める情 | 青報 | | |

- 注1 その他知事が定める情報には、地域への貢献(国土緑化への貢献、防災活動、ボランティア活動等)、 表彰実績、経営の健全性(FSC森林認証、SGEC「緑の循環」認証、ISO取得状況、実践体制基礎評価 等)、指名停止処分の状況等を記載すること。
- 注2 注1のうち、実践体制基礎評価とは、林野庁補助事業「森林施業プランナー育成対策事業」実施要領に 基づいて、提案型集約化施業(以下「提案型施業」という。)に取り組む林業事業体について、提案型施業 を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する仕組みをいう。